

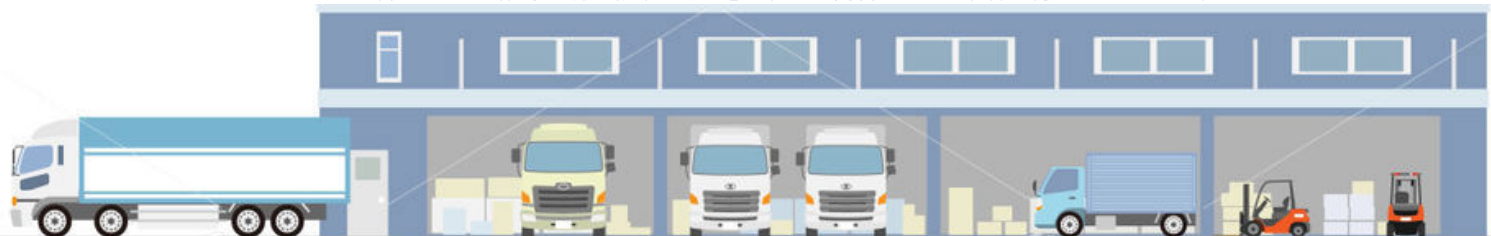
地方実施機関による巡回指導の

# 総合評価



**増車手続きが一部  
認可申請となるなど、  
事業計画変更手続き  
が変わりました。**

※E評価とは巡回指導の調査結果で、「適」の占める割合が60%未満の判定のことをいう。



# 巡回指導の総合評価で 「E」を受けた事業所が留意すべき 事業計画の変更手続き

令和元年11月1日から、地方実施機関による巡回指導の総合評価で「E」の評価を受けることにより、営業所に配置する車両数の変更が届出ではなく認可を受ける必要があるなど、事業計画変更の手続きが一部変更となりました。

## 営業所に配置する車両数の変更が認可申請となる場合

1

- (1) 減車または増車後の車両数が最低車両数（5両）を下回る場合（霊柩、一般廃棄物、島しょは除く）
- (2) 増車する車両数が、申請日から起算して3ヶ月前時点の車両数の30%以上であり、かつ、11両以上である場合
- (3) 以下のいずれかに該当する増車を行う場合
  - イ 申請者と法第5条第3号に準ずる密接な関係を有する者が貨物運送事業の許可取消後5年を経過しない者である場合
  - ロ 変更に係る営業所の行政処分の累積違反点数が12点以上である場合
  - ハ **変更に係る営業所が、申請日前1年間に、地方実施機関による巡回指導の総合評価で「E」の評価を受けている場合**

## E評価を受けた場合に影響を受ける事業計画の変更

2

**事業計画の事業規模の拡大となる申請**（新たに特別積合せ貨物運送または利用運送を行う場合、営業所の新設（増設に限る）、上記①.(2)の増車、車庫の新設、収容能力の拡大を伴う車庫の位置の変更、運行系統の新設等）については、下記要件を含む一定の要件を満たす必要があり、また、上記①.(3)ハの増車についても、これに準じた審査が行われる。

※これ以外にも認可基準があるのでご注意ください。

申請日前3ヶ月間または申請日以降に、申請に係る営業所（営業所の新設を行う場合にあつては、申請地を管轄する地方運輸局内における全ての営業所）に関し、地方実施機関が行う巡回指導による総合評価において「E」の評価を受けた者でないこと

（当該巡回指導により指摘を受けた全ての項目について、当該巡回指導に係る地方実施機関に対して改善報告を行っている場合を除く。）。